

第2章

高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

- 21 高齢者の在宅生活を支える
仕組みづくり 106
- 22 介護施設の整備と介護人材の
確保 113
- 23 元気高齢者の社会参加・
フレイル予防の推進 116



はつらつセンター豊玉で体操や絵画を楽しむ様子

21 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり

(1)「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「老人福祉法」および「介護保険法」に基づき策定する計画である。5年度に、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」を策定した。

「第9期計画」は、6年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊ジュニア世代が高齢者となる22年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示している。

なお、この計画は『ビジョン』に基づく個別計画である。

(2) 地域での生活を支援するサービス等を拡充

<地域で高齢者を支える>

●地域包括支援センターの設置

保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、介護・福祉・医療などさまざまな分野について総合的に高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口として、区内27か所に設置している。

●包括的支援事業

介護予防サービス計画の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護、包括的かつ継続的なマネジメント支援などのほか、医療と介護の連携、認知症施策、介護予防・生活支援サービスの体制整備などの事業を行っている。

●高齢者の総合相談・医療と介護の相談窓口

地域包括支援センターでは、保健、医療および福祉のサービスを一体的に受けられるよう、助言や案内を含む総合相談を行っている。また、医療と介護の相談窓口では、一人ひとりに合った医療・介護連携チームの構築を支援するとともに、状況により認知症専門医による相談を行っている。

〔高齢者サービスに関わる相談件数〕（単位：件）6年度

種 別	相談件数
施設入所	3,823
在宅福祉サービス	11,408
経済的事項	4,794
家庭的事項	8,881
医療・保健	24,945
住宅	2,141
介護保険	98,812
権利擁護	6,363
その他	53,185
合 計	214,352

●高齢者支え合いサポーター育成研修の実施

ボランティア活動を希望する元気高齢者等に研修を実施し、修了者を「高齢者支え合いサポーター」として認定している。

サポーターは、高齢者施設における職員の補助、街かどケアカフェ事業の補助やチームオレンジ活動を行う。6年度は研修を1回行い、15人を育成した。（チームオレンジ活動の詳細は、112ページ「●チームオレンジ活動」を参照）

●生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは、高齢者支えあいサポーターと活動場所である高齢者施設等との橋渡しや、地域団体等への働きかけによる地域におけるネットワークづくり等を行っている。

6年度から、生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1人ずつ配置し、これまでの2人体制から27人体制へ生活支援体制を大幅に強化した。

支援が必要な高齢者を地域で活動している団体へつなぐ、また、元気高齢者を地域団体の活動の担い手としてつなぎ、活躍の場を広げていく。

●高齢者見守りネットワークの構築

地域団体や民間事業者等と高齢者見守りネットワーク協定を締結するなどの取組を行っている。

地域で事業を行う民間事業者等の協力も得ることで、見守りの層を拡充・強化した。6年度末現在、協定締結団体は52団体であった。

●ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

地域包括支援センターの職員と区民ボランティアが

自宅を訪問し、介護予防など個々の状況に応じた支援につなげる取組を実施している。6年度の訪問人数は15,231人であった。

<高齢者等への支援>

●地域支援事業

「介護保険法」に基づき、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

6年度は、介護予防・日常生活支援総合事業および包括的支援事業のほか、つぎの任意事業を実施した。

1 介護給付費適正化推進事業

- ・ケアプラン点検
- ・介護給付費通知

2 家族介護支援事業

- ・介護学べるサロン
- ・認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業
- ・認知症介護者支援事業
- ・家族介護慰労金（5年度をもって新規申請受付終了）
- ・家族介護者向け三療サービス

3 その他事業

- ・認知症理解普及促進事業

●三療サービス

65歳以上の高齢者を対象に、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか1つを1回1,500円、年4回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。6年度は10,909回利用された。

●三療サービス（施設内サービス）

60歳以上の方を対象に健康づくりやいきがい活動の支援を目的として、区立施設等で、はり・マッサージ・指圧を1回1,500円で利用できるサービスを6年度から開始した。6年度は44回開催し、利用者は延べ111人であった。

●ひとり暮らし高齢者等に対する給付

1 入浴証の交付

65歳以上のひとり暮らしの高齢者に、区が契約した公衆浴場を1回200円で利用できるシール方式の入浴証を、1年間で52回分を限度に交付している。6年度の入浴証の交付決定者数は3,229人で、利用は87,701回であった。

2 居宅火災予防設備の給付

65歳以上で要介護3以上（認知症の診断を受けた人は要介護1以上）と認定され、心身機能に低下のあるひとり暮らしの高齢者などを対象に生活環境や健康状態などを考慮して、居宅火災予防設備を給付している。6年度の自動消火器の給付件数は3件であった。

3 高齢者お困りごと支援事業

75歳以上のひとり暮らし高齢者または75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとした困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図っている。6年度は延べ752件の利用があった。

●高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業

専門医により補聴器の必要性を認められた65歳以上の人を対象に、住民税非課税者は72,000円、課税者は36,000円を上限として補聴器の購入費用を助成している。6年度の補聴器購入費用助成者数は721人であった。

●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の要介護認定・要支援認定の非該当者のうち、自立生活への支援が必要な人を対象とするとともに、一部、介護保険の要介護・要支援認定者もサービス対象としている。6年度の給付件数は、自立支援用具1,306件、住宅改修（予防改修）19件、住宅改修（設備改修）157件であった。

●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、一時的なけがや病気などにより居宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする場合に6か月を限度に用具の貸与を行っている（介護保険で要介護・要支援認定を受けた場合などを除く。）。6年度の延べ利用件数は、介護用ベッド182件、車いす525件であった。

<要介護・要支援高齢者への支援>

●介護保険制度

介護保険は、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会全体で高齢者を支える相互扶助の制度である。平成12年4月の創設から25年が経ち、高齢者の生活を支える基幹的な制度として定着している。

「第9期介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進することを目標とし、介護保険施設の整備や地域密着型サービスの更

なる充実などを進めている。

1 保険者

保険者である区は、制度運営を主体として行い、保険者と国・都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

2 被保険者

被保険者は、区内に住所を有する 40 歳以上の区民である。被保険者は、つぎの 2 つに分かれる。

(1) 第 1 号被保険者（65 歳以上）

介護が必要となった原因は問わず要介護・要支援認定を受けたときに介護サービスを利用できる。保険料は、3 年を単位とした事業計画期間ごとに、区が決定する。6 年度から 8 年度まで、基準年額を 80,040 円とし、本人の所得や住民税課税状況等に応じた 19 の段階に定めた。

納付方法は、年金からの差し引き（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。

(2) 第 2 号被保険者（医療保険に加入している 40 ～ 64 歳）

介護保険の対象となる病気（16 種類の特定疾病）が原因で要介護・要支援認定を受けたときに利用できる。保険料は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収され、算定方法は医療保険ごとに異なる。

〔第 1 号被保険者数の推移〕 (単位：人 (％))

年 次	第 1 号被保険者
3	162,420 (21.9)
4	162,974 (22.1)
5	163,278 (22.1)
6	163,960 (22.1)
7	164,676 (22.0)

注：() は練馬区全人口に対する割合

〔第 1 号被保険者の保険料収納状況〕

年度	現年分		滞納繰越分	
	収納額 (円)	収納率 (%)	収納額 (円)	収納率 (%)
2	12,119,139,840	98.5	80,656,540	19.5
3	12,480,273,600	98.6	71,426,450	19.7
4	12,581,940,785	98.6	67,594,972	20.7
5	12,684,916,980	98.8	70,556,140	22.6
6	13,429,702,060	98.8	59,761,827	21.2

注：収納額は、還付未済額を除く。

3 要介護・要支援認定

介護保険サービスを利用するには、申請をして、要

介護・要支援認定を受ける必要がある。

被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、学識経験者 4 人（1 合議体）で構成され、6 年度は委員 210 人、50 合議体で運営した。

〔要介護認定申請等の状況〕

年 度	要介護認定申請 (件)	審査会開催数 (回)	審査判定 (件)
4	41,496	798	26,727
5	33,465	775	29,431
6	28,108	756	26,693

〔要介護認定者数の状況〕 (単位：人 (％)) 各年度 9 月末現在

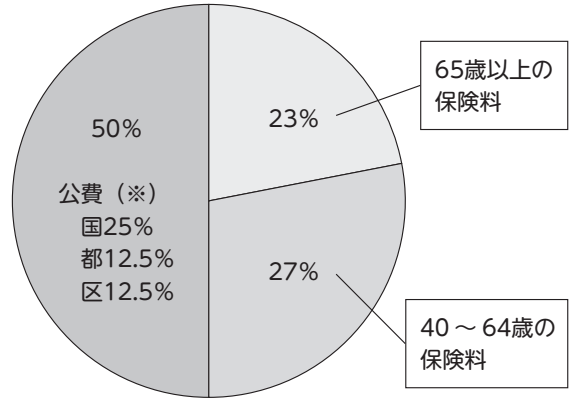
区分 \ 年度	4	5	6
	人数 (割合)	人数 (割合)	人数 (割合)
要支援 1	4,894 (13.4)	5,073 (13.8)	5,292 (14.1)
要支援 2	4,303 (11.7)	4,301 (11.7)	4,608 (12.3)
要介護 1	7,102 (19.4)	7,033 (19.1)	7,043 (18.8)
要介護 2	7,190 (19.6)	6,910 (18.8)	7,244 (19.4)
要介護 3	4,981 (13.6)	4,999 (13.6)	5,036 (13.5)
要介護 4	4,667 (12.7)	4,852 (13.2)	4,769 (12.7)
要介護 5	3,512 (9.6)	3,602 (9.8)	3,417 (9.1)
合 計	36,649 (100.0)	36,770 (100.0)	37,409 (100.0)

4 財源の仕組み

保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（介護保険会計予算は 47 ページ、決算は 68 ページを参照）。

保険給付に要する費用は、公費 50% と保険料 50% で賄われている。その他の内訳は図のとおりである。

〔保険給付の財源割合〕



※：居宅給付費の場合の内訳
国の負担のうち 5% 分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。
6 年度、区は 5.35% の交付を受けた。

5 保険者機能の強化

(1) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

区市町村が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、年度ごとに定められた評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、国が交付金を交付する制度である。交付金は、地域支援事業の第1号被保険者の介護保険料分に充て、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等の取組を進めている。取組の結果、当該年度において第1号被保険者の介護保険料に余剰が生じた場合には、介護保険給付費準備基金に積み立てている。区は、6年度に2つの交付金を合わせて、約 1.38 億円の交付を受けた。

●相談・苦情

利用者からのサービスについての相談・苦情を処理する仕組みが設けられている。サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険課、国民健康保険団体連合会、都などが窓口となる。区では、地域包括支援センターおよび介護保険課で受けた相談や苦情を取りまとめ、6年度は東京都国民健康保険団体連合会へ 13 件の報告を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。6年度は、審査請求はなかった。

●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として1割から3割を利用者が負担し、残りの9割から7割が介護保険から給付される。対象となるサービスは、つぎの3種類である。

1 居宅サービス（介護給付・予防給付）

在宅での介護を中心としたサービスで、「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護（ショートステイ）」等のサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できる。

2 施設サービス

施設に入所して利用する介護サービスのことで、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院の3つの種類がある。利用者が直接、施設に申し込みをして利用する。

3 地域密着型サービス

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、区が指定した事業者が提供するサービスをいう。利用者は原則として区民に限定される。

〔保険給付費の状況〕

〔居宅サービス〕

年 度	給 付 費（円）	受給者数（人）	1人当たり（円）
2	29,354,493,740	257,500	113,998
3	31,094,688,108	267,744	116,136
4	31,594,973,105	270,850	116,651
5	32,864,283,730	272,944	120,407
6	33,779,027,560	278,242	121,402

〔施設サービス〕

年 度	給 付 費（円）	受給者数（人）	1人当たり（円）
2	15,065,379,867	51,348	293,398
3	15,325,026,054	51,862	295,496
4	15,724,280,898	52,755	298,062
5	16,165,198,565	53,567	301,775
6	16,506,785,065	53,031	311,267

〔地域密着型サービス〕

年 度	給 付 費（円）	受給者数（人）	1人当たり（円）
2	5,728,629,990	48,436	118,272
3	5,940,400,862	49,950	118,927
4	6,001,872,094	50,396	119,094
5	6,255,753,024	51,677	121,055
6	6,351,897,966	51,273	123,884

〔介護サービスの種類および利用実績〕 (単位：人)

サービスの種類	年度	4	5	6
居宅サービス				
(介護給付)				
訪問介護		80,563	79,538	78,213
訪問入浴介護		5,977	5,804	5,642
訪問看護		54,235	58,300	62,104
訪問リハビリテーション		7,708	7,482	7,146
居宅療養管理指導		97,482	103,594	110,196
通所介護		63,118	63,372	63,965
通所リハビリテーション		17,414	17,596	17,037
短期入所生活介護・療養介護		13,804	14,585	14,783
特定施設入居者生活介護		34,051	35,796	37,823
福祉用具貸与		132,488	132,003	131,933
居宅介護支援		187,526	185,918	183,567
福祉用具購入費の支給		2,016	1,951	2,089
住宅改修費の支給		1,328	1,296	1,261
(予防給付)				
介護予防訪問介護		—	—	—
介護予防訪問入浴介護		1	—	3
介護予防訪問看護		5,190	5,742	7,307
介護予防訪問リハビリテーション		816	824	825
介護予防居宅療養管理指導		5,784	5,919	7,098
介護予防通所介護		—	—	—
介護予防通所リハビリテーション		4,097	4,421	5,136
介護予防短期入所生活介護・療養介護		141	167	183
介護予防特定施設入居者生活介護		3,111	3,112	3,256
介護予防福祉用具貸与		24,085	24,853	27,654
介護予防支援		30,413	31,842	35,700
介護予防福祉用具購入費の支給		478	431	537
介護予防住宅改修費の支給		703	708	747
施設サービス				
介護老人福祉施設		38,763	40,306	39,404
介護老人保健施設		13,037	12,176	12,548
介護療養型医療施設		440	119	3
介護医療院		799	851	959
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1,760	1,816	1,784
夜間対応型訪問介護		3,068	3,016	2,926
地域密着型通所介護		32,642	33,285	32,277
認知症対応型通所介護		2,312	2,345	2,389
小規模多機能型居宅介護		2,802	2,719	2,770
認知症対応型共同生活介護		6,954	7,101	7,364
看護小規模多機能型居宅介護		1,063	1,479	1,699
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		8	—	—
介護予防認知症対応型通所介護		—	—	28
介護予防小規模多機能型居宅介護		98	159	148
介護予防認知症対応型共同生活介護		—	12	28

注：①人数は各月の利用者数の合計
②3月～翌年2月利用分
③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

●市町村特別給付

要介護者や要支援者に対して、介護保険法で定められた保険給付以外に、市区町村の独自の条例などで定めた給付を行うものである。区では、6年4月から紙おむつ等の支給を「市町村特別給付」で実施している。

区の介護保険の被保険者で、常時紙おむつ等を必要とする要介護1～5と認定された人で、介護所得が8段階以下（2号被保険者は前年所得が320万円以下）

の人が対象となる。なお、購入額の1割が利用者負担となる。6年度は延べ59,444人に支給した。

また、支給対象者ではあるが区が支給する紙おむつ等を使用できない（入院先が指定しているおむつを購入する等）場合に、おむつ代（月額5,400円上限）を延べ3,498人に支給した。

●利用者負担の軽減

低所得者等でも介護サービスが利用しやすいように、利用者負担を軽減している。

1 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険の自己負担額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻している。6年度は延べ130,469件、1,891,558,305円を支給した。

2 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険と医療保険の自己負担額を合算した額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻している。6年度は延べ7,807件、305,231,917円を支給した。

3 居住費および食費の減額（補足給付）

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額している。6年度の減額認定証交付件数は延べ4,562件、1,013,595,704円を減額した。

4 旧措置入所者の負担軽減

「介護保険法」施行日前からの特別養護老人ホーム措置入所者に対して、利用者負担および居住費・食費の減免を行っている。6年度の利用者負担減免の認定証交付件数は0件、食費・居住費の減額認定証交付件数は1件であった。

5 生計困難者等に対する利用者負担軽減

軽減制度を実施している事業者で、対象となる16種類のサービスを利用した場合、自己負担額を軽減している。6年度の軽減確認証の交付件数は571件であった。

●要介護高齢者の在宅支援サービス

1 出張調髪

65歳以上の外出困難な高齢者で、要介護3～5と認定された人が対象となる。高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を、年5枚を限度に交付している。なお、1回当たり500円の利用者負担金がある。6年度の利用者は延べ4,976人であった。

2 布団乾燥消毒・丸洗い

65歳以上の在宅の高齢者で要介護1～5と認定された人で、ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯が対象となる。6年度は乾燥消毒が3,572件、薬品消毒が397件、水洗いが388件であった。

3 寝具クリーニング券の支給

65 歳以上の在宅の高齢者で、要介護 3～5 と認定された人が対象となる。区内の対象店で利用できる券を年 24 枚を限度に交付している。6 年度は 2,548 枚の利用券が使用された。

4 リフト付福祉タクシーの運行

65 歳以上で要介護 3～5 と認定され、外出時、車いす等を利用する人を対象に、予約料および迎車料に相当する料金を区が負担している。6 年度の運行回数は 10,555 回であった。

5 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業

認知症により、外出したまま自宅に戻れなくなる症状がある高齢者を介護している家族が、区と協定を結んでいる事業者の位置情報提供サービスを利用する際に、利用料の半額を助成している。6 年度は延べ 469 人の利用があった。

6 家族介護慰労金

要介護 4・5 と認定された家族を在宅で介護しており、過去 1 年間介護保険サービスを利用しなかった住民税非課税世帯を対象に、年額 10 万円の家族介護慰労金を支給している。6 年度は 4 人に支給した。

なお、5 年度をもって新規申請者の受付を終了した。

7 家族介護者向け三療サービス

要介護 3～5 と認定された人と同居し、在宅で介護している満 50～64 歳の親族等の人を対象に、はり・きゅう・マッサージ・指圧のいずれかひとつを 1 回 1,500 円、年 4 回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。6 年度は 72 回利用された。

●緊急一時宿泊事業

1 緊急一時宿泊（緊急保護利用）

生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね 65 歳以上の高齢者に対し、区内の福祉施設の居室を緊急保護利用として原則 10 日以内で提供する。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。6 年度の被保護者数は 37 人、滞在延べ日数は 309 日であった。

2 緊急一時宿泊（緊急ショートステイ利用）

要介護・要支援の認定を受けた人（第 2 号被保険者を含む）または健康長寿チェックシートで総合事業の対象者とされた人のうち、介護をする家族の急病、けがまたは親族の葬儀への参加などのため介護できず、かつ介護保険による短期入所生活介護の空きがない場合に、区内の福祉施設の居室を緊急ショートステイとして原則 10 日以内で提供する。

利用者は、1 泊 3,000 円および食費を負担する。6 年度の利用者数は 3 人、利用日数は 3 日であった。

●高齢者在宅生活あんしん事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者で、慢性疾患等のため日常生活で、常に注意を要する人または要介護・要支援・総合事業対象者の人が、①緊急通報システム、②生活リズムセンサー、③見守り訪問、④見守り電話、⑤見守り配食、⑥見守り ICT のうち、必要なサービスを組み合わせ利用できる。6 年度の利用者数は 2,366 人であった。また、見守り配食のみを利用する人に向け、事業者案内を行っている。

●認知症対策事業

啓発活動や地域活動の育成支援を実施した。また、認知症の理解を広め、認知症の人や家族を支えるための事業も展開している。

〔予防事業〕

6 年度

区 分		回数・延べ人数など	
啓 発	講演会	1 回	150 人
	パンフレット作成・配布		6,000 部
地域活動 育成支援	認知症予防プログラム	112 回	1,365 人
人材育成	認知症予防推進員連絡会 (フォローアップ研修)	1 回	67 人

〔支援事業〕

6 年度

区 分		回数・延べ人数など	
啓 発	講演会	1 回	34 人
早期対応	認知症専門相談	36 回	61 件
人材育成	認知症サポーター養成講座	53 回	1,639 人
地域支援	介護相談・交流カフェ	10 回	193 人
	認知症介護家族による 「介護なんでも電話相談」	51 回	106 件
	認知症なんでも相談窓口		19 件

●介護学べるサロン

介護をしている家族等を対象に、気軽に足を運べる地域の介護施設などで気分転換や健康に役立つ学習（ミニ講座）を実施している。6 年度は 613 人が参加した。

●もの忘れ検診

70 歳以上の人を対象に、認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため「もの忘れ検診」を実施している。6 年度は 129 か所の医療機関で実施し、693 人が受診した。5 年度から 70 歳以上で認知症の気づきチェックリストが 20 点以上の人も受診できるように

対象を拡大した。6年度は更に拡大して、希望者全員が受診できるようにした。

●チームオレンジ活動

認知症の人が地域の中で希望を持って自分らしく暮らし続けることができるよう、本人や家族の声を聞く「本人ミーティング」を開催し、認知症サポーター等とともに地域で活動するチームオレンジ活動を実施している。6年度は398回開催し、認知症である本人が延べ1,176人、家族が延べ282人、認知症サポーターが延べ1,077人参加した。

<在宅療養の推進>

●医療介護従事者への研修機会の提供

区内医療介護従事者のACP（※）の共通認識を図ることや、在宅療養に関係する専門職の連携推進などを目的に、実践的に学べる機会を提供するACP勉強会を6年度から開始した。動画形式の基礎編と対面形式の実践編を実施しており、6年度は実践編を2回実施した。

また、区内の病院スタッフが、在宅スタッフの業務内容に関する理解を深め、入院患者が在宅療養へスムーズに移行できる体制を構築することを目的に、在宅療養の現場における研修を実施している。6年度の実施回数は、55回であった。

※ACP：

Advance Care Planning の略。もしものときのために、医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組

●在宅療養に従事する多職種連携の推進

在宅療養を支援する職種は、医療、介護など多職種にわたっており、相互の理解を深める機会を提供することを目的に、多職種連携会議や事例検討会を実施している。6年度は、多職種連携会議を71回、事例検討会を2回実施した。

●サービス提供体制の充実

医療と介護の情報を誰もがすぐに入手できる環境を整えることを目的に、医療と介護の情報サイトを区ホームページ内に開設している。また、練馬区医師会の協力を得て、在宅療養者の短期間の入院に対する後方支援病床の確保を支援している。6年度の利用件数は187件であった。

●区民への啓発、家族への支援

在宅療養について、区民の理解を深める機会を提供することを目的に講演会を実施している。6年度は3回開催し、参加者数は延べ516人であった。